

令和6年1月5日  
総長 裁定

## 国際協創海外研究拠点パイロット事業推進タスクフォースの設置について

### 1 趣旨

UTokyo Compass 及び第4期中期目標に掲げる卓越した国際連携研究拠点（以下「国際協創海外研究拠点」という。）に係る構想の実現に向け、カロリンスカ研究所への拠点の設置（以下「パイロット事業」という。）を推進するとともに、国際協創海外研究拠点に係る制度の構築に資する課題の検討及びその整理を速やかに行うため、国際協創海外研究拠点パイロット事業推進タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を設置する。

### 2 任務

タスクフォースの任務は、以下のとおりとする。

- (1) 拠点運営の体制構築及び活動計画その他のパイロット事業の推進に必要な事項に関する、関係部局への助言及び支援
- (2) 前号の任務の遂行に伴う課題の検討及びその整理並びに総長への報告

### 3 組織

- (1) タスクフォースに、主査及び副主査を置く。
- (2) 主査は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。
- (3) 副主査及び構成員は、理事及び教職員のうちから、主査が指名する者をもって充てる。
- (4) 主査は、必要に応じ構成員を追加、又はタスクフォースにおける検討に必要な者をオブザーバーとして参加させることができる。

### 4 事務

タスクフォースの事務は、関係部署の協力を得て、本部国際研究推進課が行う。

### 5 補則

この裁定に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関し必要な事項は、主査が別に定める。